

東京地下鉄株式会社の変電所建設についての陳情

陳情の趣旨

私は、台東区花川戸1丁目12番で不動産賃貸業を営んでおりますが、平成28年7月19日に当社賃貸ビルの目の前(10メートル先)に変電所建設(隅田公園内)、隣地に換気設備・機器室用ビル(地上6階・地下3階)建設の説明を受けました。

変電所は電磁波による健康被害をもたらす恐れがあるため、電磁波レベルが規制値以下であっても社会一般からは『嫌悪施設』として見做されることによる近隣被害が発生します。資産価値の低下はもとより、入居者の退出、募集低調、賃料低下、未入居物件増により不動産営業収入が減少します。計画が発表されただけで入居者の先行き不安から①更新料の未払、②1年契約への変更(解約リスクの増加)と言う被害がすでに発生しています。これに対し、東京地下鉄は『営業補償は出来かねます』と回答してきています。社会倫理・コンプライアンスに反する行為です。

今回の変電所建設の理由説明で、①浅草駅増発②浅草駅固定化→既存折り返し線(約200m)の延伸(更に210m)→電圧不足(たかだか9V)→既存上野変電所(1000kW)の3倍(3000kW)もの巨大変電所建設とありますが、①現行ピークを越えない範囲での増発は上野変電所で対応可能であり、②電圧不足の生じない範囲での延伸(110m)、電圧不足は既存設備の改良(電線改良、昇圧、ブレーキ回生電力の利用、緊急自走用バッテリーの増強等)による発電所建設によらない対応策の検討はなされていません。

東京地下鉄の説明は納得できるものではなく、上野変電所の代替としての浅草巨大変電所建設ありきとの真の理由を隠ぺいした住民説明であると考えざるを得ません。

台東区議会におかれましては、下記の内容について東京地下鉄へのご指導を頂きたい、お願い申し上げます。

1. 営業被害への補償
2. 上野変電所増強及び既存設備改良による浅草巨大変電所建設によらない代替策の検討

平成28年11月14日

台東区議会議長

太田雅久 殿